

令和 6 年

第 1 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

(議会運営委員会発委)

青森県おいらせ町

令和6年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	議 案	頁
発委第1号	おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改正することについて	1
	以下余白	

発委第 1 号

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部
を改正することについて

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改
正することについて、おいらせ町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定に
より、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

提出者 議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行
に伴い、引用条項の移動、及び同法条項を明示し条文内容を分かり易く
するため所要の改正を行うため提案するものです。

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部
を改正することについて

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18
年9月11日議決）の一部を次のように改正する。

第2号を次のように改める。

- (2) 地方自治法第243条の2の8第3項の規定に基づき、監査委員
が決定した職員の賠償責任に係る賠償額が1件20万円未満の場
合における同条第8項の規定による当該賠償責任の全部又は一部
の免除をすること。

附 則

この議決の効力は、令和6年4月1日から生じるものとする。

令和6年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	発委第1号関係 おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について ての一部を改正することについて	4

1 発委第 1 号関係

おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(2) <u>地方自治法第243条の2の8第3項の規定に基づき、監査委員が決定した職員の賠償責任に係る賠償額が1件20万円未満の場合における同条第8項の規定による当該賠償責任の全部又は一部の免除をすること。</u></p>	<p>(2) <u>地方自治法第243条の2の2第1項の規定に基づく職員の賠償責任に係る賠償額が1件20万円未満のもの当該賠償責任の全部又は一部の免除をすること。</u></p>